

# 余裕教室活用指針

平成 26 年 6 月

富田林市教育委員会

## 1. 「余裕教室活用指針」策定の背景と目的

本市におきましては、全国と同様に少子化に伴う児童生徒数の減少が進んでいます。児童生徒急増期以後、小学校では昭和 54 年度に 10,977 人、中学校では昭和 61 年度に 5,389 人をピークに減少し、平成 26 年 5 月 1 日現在では、小学校で 5,749 人、中学校で 3,308 人となっています。ピーク時から比べると、小学校では 5,228 人、中学校では 2,081 人の児童生徒が減少しています。今後、住宅の開発等により地域によって差が発生することは考えられますが、児童生徒数の減少傾向が継続していくことが予想されます。

一方で、学校教育現場におきましては、新学習システム等の導入や教育内容・教育方法の多様化に伴い、少人数による学習の場として利用するなど、まずは学校としての機能充実のために積極的に教室活用を図り、その後、なお施設に余裕がある場合には、学童クラブ、防災備蓄倉庫などへ転用するなど、幅広く教室活用を図ってきました。

しかしながら、これまでの間、学校の教室活用につきましては、使用に関する基準が無かったため、学校ごとで使用目的などの違いが見られました。

このたび、「地域で子どもを見守り育て、次世代を担う子どもが自立して生きる力を育む環境づくり」をめざしていくうえで、地域の子育て支援の一助となるよう、余裕教室の有効的な活用を図っていきたいと考え、『「余裕教室活用指針」策定検討会』において協議・検討を行い、「余裕教室活用指針」を作成する運びとなりました。

### 【参考】近年の児童生徒数の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
児童数	7,667	7,427	7,202	6,861	6,559	6,234	5,899	5,749
生徒数	3,796	3,667	3,666	3,651	3,621	3,585	3,474	3,308

## 2. 文部科学省の「余裕教室活用指針」における基本的な考え方

「学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいと考えられます。」（文部科学省ホームページ「余裕教室の有効活用」より抜粋）

●余裕教室の定義：将来とも恒久的に余裕になると見込まれる普通教室。

（下記※イメージ図参照）

### 【余裕教室活用の流れ】

#### （1）余裕教室の把握

- ①児童・生徒数の予測に基づき、学校ごとにおける将来の学級数の推計
- ②学級数の将来設計等を勘案して学校ごとに当面特定用途目的のスペースに改造せず留保しておく一時的余裕教室を設定
- ③活用を図るべき余裕教室数を学校ごとに把握

#### （2）市町村の基本方針の策定

- ①教育内容・教育方法の多様化及び新学習指導要領への対応の検討
- ②学校教育上、支障のない範囲で活用の検討

#### （3）学校別の余裕教室活用計画の策定

- ①学校施設としての活用
  - ア. 学習スペースとして少人数教室・多目的教室・コンピュータ室等
  - イ. 児童・生徒のためのスペースとして更衣室等
  - ウ. 授業準備として教職員図書室・教材教具室等
  - エ. 管理スペースとしてPTA室・会議室等
- ②子育て支援のための施設（学童クラブ）への転用
- ③社会教育施設・老人福祉施設・地域防災用備蓄倉庫等への転用

※イメージ図

普通教室			
使用教室	一時的余裕教室 【（1）-②】	余裕教室	
		学校教育としての 活用教室 【（3）-①】	学校教育以外 への活用教室 【（3）-②③】

### 3. 本市における余裕教室活用の留意点

余裕教室については、以下の点に留意し活用を図ることとします。ただし、活用にあたっては、「児童生徒の教育環境・学校施設内の安全確保」並びに「学校教育に必要な施設、及び児童生徒の生活に必要な施設としての活用」が最優先となります。

#### (1) 新学習指導要領による学習空間の確保について

##### ① きめ細やかな指導による教室・・・少人数教室等

児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じて、繰り返し指導などによって「つまづき」を克服させることや、課題にじっくり取り組ませるなどのきめ細やかな教育活動を行うことが重要となっています。

##### ② 「特別活動」や「総合的な学習の時間」のための教室・・・多目的教室、総合学習教室等

「特別活動」や「総合的な学習の時間」では、問題の解決や探究活動の過程で、学級内ではもちろん、学年内、さらには異学年間での学習活動などが展開されることがあります。また、ものづくりや発表のための準備なども必要となっています。

##### ③ 情報環境の整備による教室・・・コンピュータ室

コンピュータをはじめとする情報機器は、その有効活用によって、「総合的な学習の時間」における児童生徒の情報検索や情報活用、情報発信の可能性を広げ、学習意欲や学習効果の向上に役立つと考えます。

##### ④ 外国語活動・教育の導入による教室・・・英語教室

言語や文化に対して体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、「コミュニケーション能力の素地」をつくることが目標とされています。

#### (2) 教育環境の確保について

学校教育以外の施設として利用する場合には、児童生徒の授業の妨げにならないよう教育環境に十分配慮する必要があります。

(3) 学校内の安全確保について

児童生徒をはじめ学校施設内の安全確保は最優先となるため、施設面での動線については安全面の視点から十分に考慮するとともに、非常時における連絡体制、協力体制を整えておく必要があります。また、余裕教室利用者の管理責任を明確にし、活用内容を十分に確認するとともに、活用時の事故や損害等については管理責任者が責任をもって処理する必要があります。

(4) 良好な関係づくりを推進するために

余裕教室を活用するうえで大切な視点として、「児童生徒が地域のなかで、住民とともに安心して健やかに育つこと」が重要であり、例えば「単なる大人の趣味的活動の場」とならないよう図る必要があります。また、活用内容が許可内容と異なったり、学校教育に支障を来たす場合は、余裕教室の活用許可を取り消す必要があります。

(5) 国庫補助事業の財産処分について

国庫補助事業により整備された施設の転用を図る場合で、国の承認が得られない内容のものや国庫補助金返納が発生する必要があるため注意する必要があります。

(6) 「富田林市次世代育成支援行動計画」との整合性について

「富田林市次世代育成行動支援計画」の中で、「心豊かな子どもを育む教育環境の整備」として特別支援教育・多文化理解・英語教育の充実、中学校における少人数学級編制や少人数授業の実現、放課後子ども教室の推進、すこやかネットの充実等の施策を掲げていることから、余裕教室を活用するうえでの基準とする必要があります。

(7) 余裕教室活用に伴う施設面の整備について

余裕教室活用に伴い大幅な施設改修等が必要な場合は、財政面からも検討する必要があります。

#### 4. 本市における余裕教室活用形態

現在、本市における余裕教室の活用については、以下の形態となっています。

##### (1) 学校教育としての活用教室

新学習要領に伴う学習空間の確保や児童生徒の交流スペースの確保として、「少人数教室」・「多目的教室」・「英語教室」等、管理スペースの確保として「PTA室」・「会議室」等。

##### (2) 学校教育以外への活用教室

地域の子育て支援のための施設として「学童クラブ」、地域防災のための倉庫として「防災備蓄倉庫」、その他の施設として「埋蔵文化財センター」等。

#### 5. 今後、学校教育以外の活用教室として優先的に活用を図るもの

現在、前述の形態で余裕教室の活用を図っておりますが、今後、学校教育以外の活用としては、「本市の未来を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりや、将来にわたって市民が安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本として考え、以下の活用形態を優先していくこととします。

##### (1) すこやかネット活動拠点

中学校区内で学校・家庭・地域が協働し、青少年健全育成のため取り組みを行うためのもの。

##### (2) 学童クラブ

放課後、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う児童を対象に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を行うためのもの。

##### (3) 放課後子ども教室

地域社会全体で、未来を担う子どもの豊かな成長を育むことを目的に、市内全小学校で、放課後や週末等に子どもの体験・交流活動を地域ボランティアの協力を得て開催していくためのもの。

##### (4) 防災備蓄倉庫

大規模災害の発生に備え、避難所への資機材や生活必需品の計画的な備蓄を行うためのもの。

## 6. 本市の学校教育に必要な教室及び教室数

各学校においては、児童生徒数や学校規模も異なることから、小中学校において必ず設置する特別教室等を明記し、余裕教室活用の留意点をふまえ、本市の学校教育に必要な教室及び教室数の整備水準を設定します。設定にあたっては、学校を新設する場合において、現在の教育指導内容や児童生徒数・クラス数等により必要な教室及び教室数を算定しました。なお、既存校において、整備水準に満たない学校については、従来通り、教室の兼用活用を図り、新たに余裕教室が発生した際に整備水準教室へ転用していくこととします。また、今回設定した整備水準については、学校教育の指導内容等が変わることも考えられるため、状況に応じて見直しを行います。

### (1) 小学校

#### ①必置の教室・・・全校に必ず設置する特別教室等

理科室、音楽室、図工室、家庭科室、図書室、コンピュータ室

※音楽室は12クラス以上で2室設置

特別支援・通級教室（通常学級の中で、児童が教科指導の補充を図るために所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室）

#### ②標準設置・・・設置が望ましいが、普通教室を転用することで活用可能な教室等

少人数教室、教育相談室、多目的教室、PTA室、職員会議室、児童会室、資料室、資材・教具室、更衣室

### (2) 中学校

#### ①必置の教室・・・全校に必ず設置する特別教室等

理科室、音楽室、美術室、技術室（金工室・木工室）、家庭科室（調理室・被服室）、図書室、コンピュータ室、教育相談室

※理科室・音楽室・技術室は2室設置

特別支援・通級教室（通常学級の中で、生徒が教科指導の補充を図るために所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室）

#### ②標準設置・・・設置が望ましいが、普通教室を転用することで活用可能な教室等

少人数教室、英語教室、視聴覚室、多目的教室、ランチルーム、PTA室、職員会議室、生徒会室、進路指導・資料室、資材・教具室、更衣室

(1) 小学校教育に必要な教室及び教室数の整備水準

	室名 (学級数による) (カッコ内の数字は学級数)	必要教室数
教室	普通教室 (支援教室含む)	学級数
	個別支援教室 (特別支援・通級教室含む)	1
	小計	学級数 + 1
特別教室	理科室	1
	音楽室 (~ 11 学級まで)	1
	音楽室 (12 学級以上~)	2
	家庭科室	1
	図工室	1
	図書室	1
	視聴覚室	1
	コンピュータ室	1
	教育相談室	1
	特別活動室	1
	英語教室	1
小計	10	
多目的スペース	(~ 11)	6
	(12~)	7
	(14~)	8
	(17~)	9
	(20~)	10
	(24~)	11
生活系	歴史資料室	1
	児童更衣室	2
	和室	1
管理系諸室	会議室	1
	職員更衣室	1
	倉庫	1
	教材教具室	2
	P T A 室	1
	合計 (16 学級規模)	16 + 30 = 46



(2) 中学校教育に必要な教室及び教室数の整備水準

	室 名 (学級数による) (カッコ内の数字は学級数)	必要教室数
教室	普通教室 (支援教室含む)	学級数
	個別支援教室 (特別支援・通級教室含む)	1
	小計	学級数 + 1
特別教室	理科室	2
	音楽室	2
	家庭科室 (調理室)	1
	家庭科室 (被服室)	1
	技術室 (金工室)	1
	技術室 (木工室)	1
	美術室	1
	図書室	1
	視聴覚室	1
	コンピュータ室	1
	教育相談室	1
	英語教室	1
	特別活動室	1
	進路指導室	1
	小計	16
多目的スペース	(~11)	6
	(12~)	7
	(14~)	8
	(18~)	9
	(22~)	10
生活系	生徒更衣室	3
	和室	1
管理系諸室	会議室	1
	職員更衣室	1
	倉庫	1
	教材教具室	3
	P T A室	1
	合計 (15学級規模)	15 + 36 = 51

7. 学校教育に必要な教室の用途及び必要性

	主な用途	必要性等	
多目的スペース	少人数教室	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導は、通常の学級単位よりも小さな学習集団で授業を行うことにより、一斉指導より丁寧な指導が実現し、一人ひとりの子どもの学習を一層充実することができる。なお、1つのクラスを複数の学習集団に分けることから、普通教室以外に別の教室が必要となる。</li> <li>・公立小中学校においては、現在40人を上限とする学級編制が基本である。その上で文部科学省は、きめ細やかな学習指導が行える少人数指導や習熟度別指導が展開できるよう、教職員定数を措置している。（国庫負担金制度の対象であり、定数が加配されている。）</li> </ul>
		実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3年生以上の全ての学年及び中学校で実施することとなっている。</li> <li>・実施可能な教科は、小学校は国語・算数・理科、中学校は国語・数学・理科・英語となっている。</li> <li>・小学校に1名程度、中学校には複数名の加配が措置されており、毎日実施されていることから、普通教室以外に複数の教室が必要となる。</li> <li>・実施時間は、加配教員一人あたり週16時間～20時間程度である。</li> </ul>
	多目的教室	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な行事や生徒指導上の課題等に対応するため、学年全体で共通の指導が必要な場合に開催する学年集会や、特別活動におけるグループ別活動等を行うために不可欠である。</li> </ul>
		実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の取組み状況に応じて使用している。</li> <li>・使用時間は、週1時間～3時間程度である。</li> </ul>
		普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年の児童生徒が全員集まる必要があることや、グループ別での作業や制作途中の作品の保管等が必要なため、普通教室では対応が困難である。</li> </ul>
	総合学習教室	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間における学習活動は、体験を通じた問題解決学習であり、様々な学習形態が生じてくる。また、内容や方法が多岐にわたるため、プレゼンテーションや発表の形態に応じた環境設定が可能で、継続的に子どもたちの学習活動を保障するための場が必要不可欠である。</li> </ul>
		実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3年生～中学校3年生で使用している。</li> <li>・使用時間は、各クラス週1時間～3時間程度である。</li> </ul>
		普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの主体的な活動に対応して、さまざまな方法で取り組むために、学習内容や方法にふさわしい学習環境設定が必要であると共に、安全性確保の面からも普通教室では十分に対応することが困難である。</li> </ul>

	主な用途	必要性等	
多目的スペース	生活科教室	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活科は、身近な人々、社会及び自然に関して直接体験を重視した活動の中で、気づいたことや楽しかったことなどを、言葉、絵、動作、劇化等の学習活動を展開するために、座学を中心に行う通常授業とは異なり、ダイナミックな活動を保証するための場所や空間が求められる。学習内容・方法も多岐にわたり、児童の興味・関心に基づく幅広い学習活動、展開及び、活動の継続を保証するためにも不可欠である。</li> </ul>
		実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校1、2年生で使用している。</li> <li>使用時間は、各クラス週1時間～3時間程度である。</li> </ul>
		普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習内容は、地域と生活、公共施設の利用、季節の変化と生活、自然やものを使った学習など多岐にわたり、児童の興味・関心に基づく多様な体験活動の保証のためには、通常使用している教室だけでは、十分に対応することは困難である。</li> </ul>
特別教室	英語教室	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語教育の充実が求められており、英語の学習環境（様々な掲示物や教材、児童生徒の作品の掲示、資料や辞書等）を整え、様々な学習形態に対応するために、英語教室の設置が望まれる。</li> <li>ALT（外国人英語指導助手）が全校に配置・派遣されており、ALTが休み時間や放課後等に児童生徒と自由に英会話をする場所としても活用される。</li> </ul>
		実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校においては、全学年、週4時間必修となっている。また、習熟度別学習や少人数指導、グループ活動等、様々な形で活用される。</li> <li>小学校においては、5・6年生で週1時間必修となっており、今後、授業時間数や対象学年の拡大が検討されている。</li> </ul>
		普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語の学習環境（様々な掲示物や教材、児童生徒の作品の掲示、資料や辞書等）を維持したり、習熟度別学習や少人数指導、グループ活動等、様々な学習形態に対応するためには普通教室ではむずかしい。</li> </ul>
	進路指導室 (中学校のみ)	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の相談や面談活動が中心となるため、生徒や保護者が周りに気兼ねすることなく、落ち着いて安心して進路相談や進路面談等、進路指導をする場所の確保が求められている。また、進路指導に関する様々な資料や冊子等の収集、保管や展示・閲覧する場所の確保も必要とされる。</li> </ul>
実施状況等		<ul style="list-style-type: none"> <li>全学年対象である。学年に応じた進路指導関係の書類、資料等を収集、保管し、相談活動等がない時はできるだけオープンにし、いつでもだれでも自由に利用できるスペースとして必要とされる。</li> </ul>	
普通教室で対応できない理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報やプライバシー保護の観点から普通教室でできない状況にはない。</li> </ul>	

	主な用途	必要性等	
特別教室	教育相談室	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒、保護者との教育相談や、スクールカウンセラーによるカウンセリングに使用している。</li> <li>・生徒指導事案に対応するため、個別の聞き取りや指導を行うために使用している。</li> <li>・中学校においては、スクールカウンセラーの控え室としても使用している。</li> </ul>
		実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭状況や、学校生活上の課題について、個別に対応が必要な児童生徒は増加傾向にあることより、使用頻度は高まってきている。</li> <li>・特に中学校においては、生徒指導事案が増えるため、同時に複数の教室が必要となる。</li> <li>・使用時間は、週10時間程度である。</li> </ul>
		普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護やプライバシーの観点、個別的な指導やカウンセリング等に適切な対応を実施するためには、普通教室でできる状況にはない。</li> </ul>
生活系スペース	更衣室	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性差を大切にした児童生徒の健全育成の推進を図ることや社会的マナーを身につける上で、体育時などの日常的な教育活動や水泳学習時における更衣場所の確保は重要である。</li> </ul>
		普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常使用している普通教室での男女一緒の更衣は、小学校（特に小学校中・高学年以上）・中学校ともに性差を大切にした教育の推進や、社会的マナーの獲得、短時間でのスムーズな更衣時間確保等の状況から困難である。</li> </ul>
	歴史資料室 (小学校のみ)	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古い農機具や、学校で管理している地域の歴史的遺産などを展示し、様々な学習場面で、子どもたちが実物を見たり、触れたりすることは、学習効果を高めたり、自分たちが住む地域に誇りを持つ子どもを育成する上で重要である。</li> </ul>
		実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科の身近な地域や歴史の学習、総合的な学習の時間等で使用している。</li> <li>・使用時間は、各学年、年間1時間程度である。</li> </ul>
		普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔の様々な農機具や、古地図、埋蔵文化財のレプリカ等であり、普段子どもたちが学習する普通教室では、展示・保管は不可能である。</li> </ul>

## 8. 余裕教室活用における使用許可の条件等

余裕教室の活用にあたっては、一時的な転用と恒久転用とが考えられます。いずれの場合も、前述の「3. 本市における余裕教室活用の留意点」及び「5. 今後、学校教育以外の活用教室として優先的に活用を図るもの」をふまえ、一時的な転用の場合は、直ちに教室が復元可能な利用形態であり、使用許可を取り消した場合においても市民ニーズ等の面から支障がないものとし、使用にあたっては、「富田林市立教育施設使用条例施行規則」を遵守することを条件として使用を許可します。恒久転用の場合は、事前協議等において十分な検討を行い、使用可否の判断を行います。

以上、本市では従来から余裕教室の活用を図ってまいりましたが、今後は、この「余裕教室活用指針」を基本に、学校教育の充実に支障をきたさないよう留意しながら、余裕教室の有効的な活用に努めていきたいと考えます。